

鳥取県立美術館整備運営事業
入札説明書（案）

令和元年 7 月 23 日

鳥取県

目次

I 事業概要	2
II 事業者の募集及び選定に関する事項	7
III 落札者の決定	20
IV 提案に関する条件	21
V 契約に関する事項	25
VI その他	27
別紙1. 本事業における特定事業の構造	28
別紙2. 利用料金の体系	29
別紙3. 重点対話の実施要領	30

この「鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、鳥取県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「鳥取県立美術館整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

事業の基本的な考え方については、平成31年3月19日に公表した実施方針及び業務要求水準書（案）と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・意見への回答（平成31年4月26日公表）を反映し、一部変更している。したがって、入札参加者は、入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準、提案記載要領・様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札等に必要な書類を提出すること。

別添資料の業務要求水準書、落札者決定基準、提案記載要領・様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）は、入札説明書と一体のものとする。なお、入札説明書等と、実施方針及び質問回答書に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答によることとする。

I 事業概要

1 事業名称

鳥取県立美術館整備運営事業

2 公共施設の管理者

鳥取県知事 平井 伸治

3 本事業の基本方針等

(1) 本施設の基本方針

鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は、県民の教育及び文化の発展に寄与するための施設として、鳥取城跡内に自然、歴史・民俗、美術の3分野を有する総合博物館として昭和47年10月に開館し、鳥取県の自然、歴史・民俗、美術等について、展示、講演、体験活動などにより、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」を目指して運営されてきた。

一方、開館から40数年が経過し、施設の老朽化による不具合や収蔵スペースの不足が顕著となってきたため、県教育委員会では、県博の現状分析や課題の洗い出し、そしてその解決方法を検討するとともに、県政参画電子アンケートの結果等を踏まえ、美術分野を新たに整備する施設（美術館）に移転するとの方針を決定し、「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会」において、美術館を整備する場合における基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設設備や規模、立地条件、運営体制等について議論が重ねられ、平成29年3月に「鳥取県立美術館整備基本構想」（以下「基本構想」という。）が取りまとめられた。

また、基本構想を起点として美術館に必要な機能、施設設備、事業運営について具体化する基本計画の検討が行われ、「人をつくる」、「まちをつくる」、「県民がつくる」の活動が展開される「未来を『つくる』美術館」をコンセプトに掲げ、そのために必要な機能と主な事業展開、施設整備計画及び基本計画の実現に向けた取組等を盛り込んだ鳥取県立美術館整備基本計画（以下「基本計画」という。）が、平成30年7月にまとめられたところである。

新しい美術館は、県博が蓄積した作品や人的ネットワーク等を着実に引き継ぎ、社会教育施設として、県民の宝である収集した美術作品を適切に守り次世代に伝えるとともに、そうした作品をはじめとした国内外の優れた美術作品の企画展示及び県内美術創作者等の発表機会の場であることをはじめ、特に、次代を担う子どもたちの想像力・創造性を育むための「美術を通じた学び」の支援を目的とした「美術ラーニングセンター機能」や、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できる環境づくりを特色としながら、美術館としての中心的な役割を展開していくこととしている。

さらに、来館するすべての利用者が、くつろぎや居心地のよさを感じながら幅広い「楽しみ」を享受できる場所となることやユニークベニューなど美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間を提供することで、賑わいづくりや街づくりに貢献していくことを積極的に展開していくこととしている。

本事業は、民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現することを目的として、PFI方式により実施しようとするものである。

(2) 本施設の法的位置づけ（予定）

- 鳥取県立美術館の設置等に関する条例（令和元年7月4日条例第5号）により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に定める公の施設として設置する。
- 博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた同法第2条に規定する博物館となる予定である。
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条ただし書きに規定する公開承認施設となるのに必要な施設要件を兼ね備えた美術館整備、維持管理運営を行う方針である。

(3) 本施設の基本的性格

基本計画における本施設のコンセプトは、「未来を『つくる』美術館」であり、いろいろな「つくる」で「とっとりのアート」の「むかし」「いま」そして「みらい」をつむぐことを目指しており、美術館の基本的性格は以下のとおりとなる。

- 人を「つくる」：～さまざまなひととともに成長する美術館に～
- まちを「つくる」：～まちや地域とつながり、まちとともに成長する美術館に～
- 県民が「つくる」：～県民の手による県民が身近に感じられる美術館を～

4 事業の内容

(1) 施設概要

事業用地：鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-1 外
敷地面積：約20,000 m²
延床面積：9,910 m²
開館年度：令和6年度中（予定）

(2) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、維持管理及び運営業務を行う方式（BT0：Build-Transfer-Operate）とする。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和22年3月31日までとする。

(4) 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおりである。なお、具体的な業務の内容及び詳細については、業務要求水準書を参照すること。

i 必須事業

対象施設の運営を行う上で必要な事業を必須事業とし、以下の業務から構成される。事業区分等については、別紙1のとおりである。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (ウ) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 備品等調達・設置業務
- (カ) 補助金等申請補助業務

イ 開館準備業務（県と協同して実施）

- (ア) 開館までの施設の維持管理業務
- (イ) 事務所及び収蔵品等移転に関する業務
- (ウ) ブランディング業務
- (エ) 開館前の集客促進業務
- (オ) 展覧会開催準備業務
- (カ) 開館後の施設貸出等業務
- (キ) その他運営に関する業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
- (イ) 建築設備保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
- (ウ) 施設備品等保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
- (エ) 修繕業務
- (オ) 清掃業務（展示ケース内に展示物がない場合の展示ケース内を含む。）
- (カ) 警備業務
- (キ) 環境衛生管理業務

エ 運営業務（県と協同して実施）

- (ア) 利用者対応業務
 - ・ 利用者案内等
 - ・ 施設の貸出等
- (イ) 学芸業務
 - ・ 収蔵に関する業務
 - ・ 常設展示に関する業務
 - ・ 企画展示に関する業務
 - ・ 教育普及に関する業務
 - ・ 地域等との連携・協力に関する業務
- (ウ) 集客促進業務
- (エ) その他運営に関する業務

(オ) 運営業務のうち、美術館サービスに関する業務（附帯事業）

- ・ ミュージアムショップ運営
- ・ 飲食施設運営

ii 任意事業

事業者は、上記以外にも本事業として、以下のような事業を実施することができるものとする。事業区分等については、別紙1のとおりである。

ア 自主事業

事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の運営に資する事業。対象施設又は対象施設用地内において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、美術を通じて文化振興を図ることを目的として、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案し、実施することができる。なお、自主事業のうち、行政財産を使用するものについては、県の許可を得て実施することができる。

イ 民間提案事業（附帯事業）

事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業。対象施設及び対象施設用地又は対象施設用地以外において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、必須事業の適正な実施を妨げない範囲において実施することができる。なお、民間提案事業（附帯事業）のうち、行政財産を使用するものについては、県の許可を得て実施することができる。

また、本事業のうち県が実施する主な業務は、以下のとおりである。

ア 設計・建設業務

(ア) 補助金等申請業務

イ 開館準備業務

(ア) 事務所及び収蔵品等移転業務

(イ) 展覧会開催準備業務

ウ 維持管理業務

(ア) 清掃業務（収蔵庫内、美術品が展示されている場合の展示ケース内）

(イ) 環境衛生管理業務（IPMの総責任）

エ 運営業務

(ア) 学芸業務

- ・ 収蔵業務
- ・ 調査・研究業務
- ・ 常設展示業務
- ・ 企画展示業務
- ・ 教育普及業務
- ・ 地域等との連携・協力業務

(5) 事業スケジュール (予定)

事業スケジュールは、おおむね以下のとおりである。

事業契約の締結	令和2年3月	
本施設の完成引渡	令和6年3月	
開館 (供用開始)	令和6年度中	
事業期間	事業契約締結日	～ 令和22年3月
設計期間	事業契約締結日	～ 令和3年9月
建設期間	令和3年10月	～ 令和6年3月
開館準備期間	事業契約締結日	～ 開館 (供用開始) 日の前日
維持管理期間	完成引渡日	～ 令和22年3月
運営期間	開館 (供用開始) 日	～ 令和22年3月
指定管理期間	開館 (供用開始) 日	～ 令和22年3月

II 事業者の募集及び選定に関する事項

1 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、落札者となった入札参加者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立しなければならない。

なお、構成員以外の者が特別目的会社の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

構成員	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負し、特別目的会社に出資を行うものをいう。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する法人をいうが、特別目的会社には出資を行わないものをいう。

(2) 構成員等の明示

入札に参加しようとする企業等は、入札参加資格確認申請書の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。また、構成員の中で、応募手続きを行い、かつ県との対応窓口となる1法人である代表企業についても明示しなければならない。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、ここでいう「資本面若しくは人事面において密接な関連のある者」とは、以下のとおりとする。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。ただし、会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i 会社法第2条第4号及び同法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社と同法第2条第3号及び同法施行規則第3条の規定による子会社の関係にある場合
- ii 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。

- i 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、一方の会社の社外取締役が、他方の会社の社外取締役を兼ねている場合を除く）
- ii 一方の会社の役員が、他方の会社において、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

(5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格確認申請書において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、「Ⅱ 2 (4)」など県がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

なお、本事業について「Ⅲ 2」で示す鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(美術館整備運営事業)(以下「審査会」という。)の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成28年3月24日付第201500184856号県土整備部長通知)に基づく資格停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する資格停止の要件に該当しないものであること。
- ③ 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号出納局長通知)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間、会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ⑤ 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間、手形交換所において手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者ではないこと。
- ⑥ 国税及び地方税(地方消費税及び鳥取県の県税に限る。)に未納付額がないこと。
- ⑦ PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ⑧ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者及びその協力関係にある以下の者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・ PwC アドバイザリー合同会社
 - ・ 株式会社昭和設計
 - ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ⑨ ⑧に定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑩ 審査会委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、以下①から⑤の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施する

ことができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、イの要件はすべての者でいずれにも該当し、ア、ウの要件は1社以上が該当すること。

- ア 平成30年鳥取県告示第592号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築設計に係るものを有している者又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築事務所の登録の受けた者であること。
- ウ 延床面積2,000㎡以上の、国公立の美術館、博物館法第2条第1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設・ホール・劇場・音楽堂・図書館の新築又は増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる設計業務の実績があること（参加資格確認基準日までに、設計業務が完了している実績に限る。）。なお、日本国以外の国または地域に所在する美術館の設計業務も含む。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、イの要件はすべての者でいずれにも該当し、アの要件は1社以上が該当すること。

- ア 平成30年鳥取県告示第592号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築設計に係るものを有している者又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。
- イ 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築事務所の登録の受けた者であること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、以下に示すイ、ウの要件はすべての者でいずれにも該当し、ア、エ及びオの要件は1者以上が該当すること。

- ア 平成30年鳥取県告示第289号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等）に基づく建築一般に係る一般競争入札参加資格を有している者又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

- ウ 上記イの建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一般	892 点以上
電気工事	827 点以上
管工事	846 点以上
上記以外の工事	—

- エ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が 1,250 点以上であること。
- オ 延床面積 2,000 ㎡以上の、国公立の美術館、博物館法第 2 条第 1 項に定める登録博物館若しくは同法第 29 条に定める博物館相当施設・ホール・劇場・音楽堂・図書館の新築又は増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる建設業務の実績があること（参加資格確認基準日までに、建設業務が完了している実績に限る。）。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は 1 社以上が該当すること。

- ア 平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の販売、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等）に基づく一般競争入札参加資格を有している者又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。
- イ 5,000 ㎡以上の施設の維持管理業務を、自ら実施するか、又は、指定管理、業務委託等の形態により、単独企業又はコンソーシアムの構成員としての実績を有していること。

⑤ 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は 1 社以上が該当すること。

- ア 平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の販売、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等）に基づく競争入札参加資格を有している者又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。
- イ 平成 21 年以降に、国公立の美術館、博物館法第 2 条第 1 項に定める登録博物館若しくは同法第 29 条に定める博物館相当施設、又は 5,000 ㎡以上のホール・劇場・音楽堂・図書館の運営業務、又は、「I. 4. (4) エ (イ)」の学芸業務に定める業務の少なくとも 1 つ以上を、自ら実施するか、指定管理、業務委託、主催・共催等の形態により、単独企業、コンソーシアムの構成員又はコンソーシアムから委託を受ける企業としての実績を有していること。

(3) 参加資格の確認

入札参加資格確認基準日は、「Ⅱ 4 (5)」に示す入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出期限の日（令和元年8月23日（金））とする。

(4) 参加資格要件の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。
ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

① 参加資格確認基準日から提案書提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を県に申請し、提案審査書類の提出日までに県が認めた場合。

ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を県に申請する場合は、当該残存法人のみで入札説明書等に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。

なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

② 提案書提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「提案書の提出日までに県が認めた場合」は、「落札者決定日までに県が認めた場合」に読み替える。）。ただし、入札参加者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

3 選定方法及びスケジュールについて

(1) 民間事業者の募集及び選定の方法

本事業では、設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理及び運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWTO 政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される。

また、本事業では、事業者と連携しながら基本計画の実現を目指すことから、事業者の選定に際しても、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウを期待するところである。したがって、県の想定を超えて積極的な提案を行う者については、基本計画の実現可能性を踏まえたうえで評価する。

(2) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに鳥取県ホームページにおいて公表する。鳥取県ホームページのアドレスは下記を参照すること。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>

日程	内容
令和元年7月23日	入札公告（入札説明書等の公表）
7月29日	参加資格に関する質問の受付締切
7月31日	参加資格に関する質問に対する回答
8月5日	入札説明書等に関する質問及び意見の受付締切
8月13日	入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答
8月23日	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付締切
8月27日頃	入札参加資格確認結果の通知
9月上旬	重点対話（第1回）
10月上旬	重点対話（第2回）
11月29日	入札書及び提案書の受付締切
令和2年1月上旬	県民参加型公開プレゼンテーション・ヒアリング
1月頃	落札者の決定・公表
3月	仮契約の締結
3月	事業本契約の締結

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付方法

令和元年7月23日（火）から同年8月23日（金）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立博物館のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年7月23日（火）から同年8月23日（金）までの日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

鳥取県立博物館

所在地 〒680-0011 鳥取県鳥取市東町二丁目124

電話番号 0857-26-8042

(2) 参加資格に関する質問の受付

県は、入札に参加しようとする民間事業者（以下「入札参加希望者」という。）から、入札説明書等に記載の参加資格の内容に関する質問について、以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和元年7月23日（火）から7月29日（月）午後5時まで

② 提出先

JP_Adv_Tottori_museum@pwc.com

③ 提出方法

入札説明書等に記載の、参加資格に関する質問書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(3) 参加資格に関する質問への回答

(2) で受け付けた質問に対する回答は、令和元年 7 月 31 日（水）に鳥取県ホームページに掲載し、公表する。

この際、県は質問及び意見の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合があります。

なお、入札参加希望者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問及び意見を提出した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が判断したものについては、当該質問及び意見を提出した者にのみ回答を公表する。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付

県は、入札参加希望者から、入札説明書等に関する質問及び意見について、以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和元年 7 月 23 日（火）から 8 月 5 日（月）午後 5 時まで

② 提出先

JP_Adv_Tottori_museum@pwc.com

③ 提出方法

入札説明書等に記載の、入札説明書等に関する質問書（様式 2）に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(5) 入札説明書等に関する質問への回答

(4) で受け付けた質問に対する回答は、令和元年 8 月 13 日（火）に鳥取県ホームページに掲載し、公表する。

この際、県は質問及び意見の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合があります。

なお、入札参加希望者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問及び意見を提出した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が判断したものについては、当該質問及び意見を提出した者にのみ回答を公表する。

(6) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者の代表企業は、入札参加表明書（様式 3-1）及び入札参加資格確認申請書（様式 3-4）を提出し、本事業の入札に参加する意思があることを表明するとともに、入札参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、入札参加資格の有無について県の確認を受けること。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

① 提出期限

令和元年 8 月 23 日（金）午後 5 時まで（必着）

② 提出先

鳥取県立博物館 美術館整備準備室（担当：漆原、石原、石本）
所在地 〒680-0011 鳥取県鳥取市東町二丁目124
電話番号 0857-26-8042
ファクシミリ 0857-26-8041
電子メール hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

③ 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、送付すること。

なお、表には「鳥取県立美術館整備運営事業に係る入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

（7）入札参加資格確認結果の通知

県は、入札参加資格確認の結果を令和元年8月27日（火）頃に入札参加希望者の代表企業のメールアドレスに対して電子メールにより通知する。

県は、当該入札参加資格確認結果の通知日をもって、入札参加希望者から提出された入札参加資格確認申請書により参加資格の有無について審査、確認を行ったものとする。

（8）入札参加資格がないと認められた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた者の代表企業は、以下により、その理由について書面（任意様式）により県に説明を求めることができる。

① 提出期限

令和元年9月3日（火）午後5時まで

② 提出先

上記「Ⅱ 4（6）②」の提出先と同様とする。

③ 提出方法

上記「Ⅱ 4（6）③」の提出方法による。

ただし、送付の場合には、表に「鳥取県立美術館整備運営事業に係る理由の説明請求書類在中」と朱書きすること。

（9）入札参加資格がないと認められた理由の回答

県は、上記（8）に係る回答を令和元年9月5日（木）頃に、入札参加資格がないと認められた者の代表企業に対して書面により行う。

（10）重点対話の実施

県は、本事業にふさわしい提案を求めるとともに、本事業に関心を有する、入札参加資格があると認められた者（以下、「入札参加者」という。）の理解を促すため、入札説明書等に関する質問及び意見を基に、入札参加者を対象に、県と対面形式で質問と回答を行う官民

対話（以下「官民対話」という。）を各者に対し2回ずつ（毎回120分）実施する。重点対話への協力姿勢については、提案審査の評価の対象とする。

重点対話の概要は下記及び別紙3のとおりであるが、詳細については、（7）で通知する入札参加資格確認の結果にあわせて、資格審査通過者の代表企業に連絡する。

① 開催期間

第1回 令和元年9月上旬

第2回 令和元年10月上旬

※入札参加者からは、2回とも同一の者が出席すること。

② 開催場所

鳥取県鳥取市（予定）

③ その他

重点対話には鳥取県立博物館の職員のほか、県の関係職員及び県が本事業に係るアドバイザー業務を委託した者が出席する。なお、本事業の事業者選定にあたっては、事業者からの積極的な提案を評価することとしており、事業者からは当該提案の内容について重点対話の中で出席者と対話を行う。

重点対話には、「Ⅲ 2」に示す審査会の委員は出席しないが、あらかじめ審査委員の意見を得た上で重点対話を実施し、重点対話の内容は審査会の委員に報告される。

(11) 入札書及び提案書の受付

入札参加者の代表企業は、様式集に記載する「入札時の提出書類」（様式6-1から様式6-E-2まで、図面6-B-8から図面6-B-15まで、及び別添様式①から④まで）を①～③のとおり提出しなければならない。入札書の受付は、下記により行うこととする。

- ・本件入札は紙入札により行うものであること。
- ・入札書に記載する金額は、原則として、消費税額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く）。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。
ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の法令改正により消費税率及び引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。
- ・入札書（様式6-1）の宛名は「鳥取県立博物館長 田中規靖」とすること。
- ・入札書は、件名及び入札者名を記入し、「鳥取県立美術館整備運営事業に係る入札書在中」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- ・入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

なお、入札期間に遅れた場合は、入札に参加できない。

① 入札期間

令和元年11月22日（金）から11月29日（金）午後5時まで

② 提出先

上記「Ⅱ 4（6）②」の提出先と同様とする。

なお、入札書と提案書は別の封筒に封入して持参又は送付すること。

③ 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、送付すること。

ただし、送付の場合には、入札書は、表に「鳥取県立美術館整備運営事業に係る入札書在中」と朱書きし、提案書は、表に「鳥取県立美術館整備運営事業に係る提案書在中」と朱書きすること。

(12) 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、当該入札参加者の代表企業が入札辞退届（様式4）を提出すること。

① 提出期間

令和元年8月27日（火）から11月29日（金）まで

② 提出先

上記「Ⅱ 4（6）②」の提出先と同様とする。

③ 提出方法

上記「Ⅱ 4（6）③」の提出方法による。

ただし、送付の場合には、入札書は、表に「鳥取県立美術館整備運営事業に係る入札辞退届在中」と朱書きすること。

(13) 入札書及び提案書の確認

提案書の審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者の代表企業に当該内容の確認を行う場合がある。確認事項については、書面により入札参加者の代表企業宛に送付する。

(14) 開札

入札書の開札は次のとおり行う。

① 開札日時

開札日時は別途示す。

② 開札場所

鳥取県内

③ 入札の場に参加できる者

入札の場に参加できる者は、原則として、代表企業とする。ただし、委任状を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。

④ 入札及び開札の手順

入札回数は1回とする。開札は、入札参加者の代表企業又はその代理人の立会いの上行うものとし、入札参加者の代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせるものとする。

なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札場所の入札参加者の入札価格の公表は行わない。また、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも再入札（第2回）は行わない。

(15) 県民参加型公開プレゼンテーション

県は、本事業の提案審査の一環として、入札参加者による、審査会に対するプレゼンテーションを実施する。このプレゼンテーションの開催にあたっては、県民が傍聴できる形（県民参加型公開プレゼンテーション）で実施する。

県民参加型公開プレゼンテーションにおいてはアンケートを実施し、当該アンケートの結果を審査会に報告する。県民参加型公開プレゼンテーションの開催に際しては、公平な競争性を確保するための配慮を行う。

また、県民参加型公開プレゼンテーションに引き続き、提案に関して、審査会によるヒアリングを実施する。ヒアリングは企業秘密に係る項目があることから、非公開により行う。

① 開催日

令和2年1月上旬

② 開催場所

鳥取県立倉吉未来中心 小ホール（鳥取県倉吉市駄経寺町212-5）

③ その他

入札参加者は、別途鳥取県ホームページに掲載する「公開プレゼンテーション・ヒアリング登壇者申請及び宣誓書」を「Ⅱ 4（6）②」に記載の電子メールアドレスまで送付することとし、詳細については、適宜鳥取県ホームページに掲載し、公表する。

(16) 落札者の公表

落札者の決定結果は、個別に各入札参加者の代表企業に通知する。結果の概要及び審査講評については後日県ホームページで公表する。

また、落札者の公表は令和2年1月頃に行う。

5 入札にあたっての留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容（入札説明書等に記載の条例、規則、要綱、要領等については、最新版が適用されることも含む。）を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する鳥取県会計規則（昭和39年3月30日規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月26日規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(4) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(5) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

(6) 提出書類の取扱い・著作権

① 提案書類の取扱い

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、県は、事前に入札参加者と協議した上で、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、県による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた書類は返却しないこととする。

② 著作権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 県からの提示資料の取扱い

県が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(9) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- ② 虚偽の参加資格確認申請を行った者が入札したもの
- ③ 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- ④ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- ⑤ 入札書に必要な記名押印のないもの
- ⑥ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑦ 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの（ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。）
- ⑧ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑨ その他入札に関する条件に違反したもの

(10) 暴力団排除措置に関する事項

契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(11) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

6 入札予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

予定価格 （別冊中）円（消費税及び地方消費税を含む。）

Ⅲ 落札者の決定

1 落札者の決定

本事業の落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、審査は入札参加資格確認と提案審査の二段階に分けて実施する。

具体的な審査の方法及び評価基準等は、落札者決定基準に示す。

提案審査のうち加点審査及び価格審査については、審査会が審査を行い、最優秀提案を選定する。

県は、審査会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

2 審査会の設置

県は、本事業における落札者の決定において、事業者提案にかかる専門的かつ客観的な視点からの検討等を行うため、審査会を設置している。委員の構成は、以下のとおりである。なお、本事業について委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失う。

	氏名	役職等
委員長	林田 英樹	日本工芸会理事長、元・文化庁長官、元・基本構想検討委員会会長、元・基本計画策定アドバイザー委員会座長
委員	衣笠 幸雄	TBS テレビ社長室顧問、前・TBS サービス社長、元・基本構想検討委員会委員
委員	山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前・神奈川県立近代美術館館長
委員	佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
委員	光多 長温	公益財団法人都市化研究公室理事長、元・鳥取大学地域学部教授
委員	堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表、元・鳥取環境大学教授
委員	遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長・環境学部教授（建築）
委員	根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
委員	池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

3 審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

4 審査結果等の公表

審査結果及び PFI 法第 11 条第 1 項の規定に基づく客観的評価の結果については、県ホームページにおいて公表する。

IV 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が業務要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 施設要件等

(1) 地名地番

鳥取県倉吉市駄経寺町 2-3-1 外

地番	取扱
2-3-1	<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市から鳥取県に譲渡される予定である。なお、リス舎関係施設が立地する当該地番西側の一部は分筆し、倉吉市所有地として本事業の事業用地から除外する。 敷地内に存在する防災井戸は存続させ、倉吉市が引き続き維持管理を行うこととする。 建設予定地の仮囲いを行う場合には、既存の駐車場への車両の出入りに支障がないようにする。
2-3-9	<ul style="list-style-type: none"> 南側駐車場敷地は倉吉市から鳥取県に譲渡される予定であり、本事業の事業用地に含めることとする。当該駐車場の維持管理も本事業の事業範囲に含めることとするが、当該駐車場の利用者は美術館来館者に限定せず、大御堂廃寺跡の利用者等の地域住民の利用を妨げないこととする。 敷地内に存在する史跡ガイダンス機能付トイレ（「大御堂廃寺といれ」）は存続させ、倉吉市が引き続き維持管理を行うこととする。

※その他、本事業の事業用地に存在する構造物の取扱については、「業務要求水準書別添資料 11 本事業の事業用地における既存施設の取扱」によるものとする。

※なお、工事の着工は令和 2 年度末以降に可能となる予定である。

※令和 2 年度末までに地質調査等を行う必要がある場合には、別途倉吉市の許可を取得する必要がある。

(2) 敷地条件

項目	内容
敷地面積	約 20,000 m ²
土地の所有	倉吉市 ※現時点では、建設工事着工時期及びラグビー場移転時期を踏まえて、建設工事着工時までに県が倉吉市から事業用地を取得予定である。 ※事業用地の取得手続きは県が行う。
用途地域	商業地域・準防火地域 法定建ぺい率 80% 法定容積率 400%
防火地域・準防火地域の指定	準防火地域
その他の地域、地区の指定	埋蔵文化財 遺物包含地
接道条件	(北側) 市道幸町下田中町線・幅員 20.4m、

	市道昭和町1丁目3号線・幅員 11.8m (東側) 市道東巖城町駄経寺町線・幅員 15.5m (南側) 市道駄経寺町二丁目米田町線・幅員 12m
--	--

(3) 開館時間・休館日

本事業の実施に当たっては、下記を原則として、事業者が定めるものとする。

① 本施設

開館時間：1日8時間程度（季節・曜日により夜間も開館）

休館日：週1日程度

※開館日、開館時間とも、設置条例第6条の規定に基づきあらかじめ県の承認を得て定める。

② サービスエリア

※美術館サービスエリアは、本施設の休館日及び開館時間以外の時間中に営業を行うことも可能とする。

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、「I 4(4)」に示す業務の範囲内及び業務要求水準書に示すとおりとする。

3 業務の委託

事業者は、入札書類に示したとおり、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、県の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

4 事業者及び県の収入

本事業における事業者の収入は(1)、(2)、(3)とし、県の収入は(4)とする。

(1) 県からのサービス対価

県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス対価を支払う。サービス対価の構成は以下のとおりである。

① 設計・建設業務の対価

本施設の設計・建設業務に要する費用及び県が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業者の提案金額を基に、県と事業者との間で締結する事業契約において予め定める額を割賦方式により、県への本施設引渡し後、事業者を支払う。なお、県は、設計・建設業務の対価の一部に国の補助金を活用することを想定しており、これらの収入においては、施設引渡し時に一括して事業者を支払うことを予定している。

② 開館準備業務の対価

本施設の開館準備業務に要する費用で、事業者の提案金額を基に、県と事業者との間で締結する事業契約において予め定める額であり、開館準備業務の開始後、事業期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払うことを想定している。

③ 維持管理及び運営業務の対価

本施設の維持管理及び運営業務に要する費用で、事業者の提案金額を基に、県と事業者との間で締結する事業契約において予め定める額であり、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払うことを想定している。

(2) 利用者等から得る収入

① 本施設の入館料収入、展示室・貸室使用料及び手数料、協賛金

※県は、事業者を本施設の指定管理者に指定し、利用料金は直接、事業者の収入とすることを想定している。その場合の利用料金については、県の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

※なお、維持管理・運営業務の総費用から想定される見込収益を控除した金額がサービス対価の提案価格（入札額）となる。

② 本施設のミュージアムショップ、飲食施設の事業収入

③ 県が事業者の販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等に係る販売手数料

※県は、事業者に対し、図録、所蔵作品に係る商品等（グッズ）の製作費を支払い、図録、所蔵作品に係る商品等の製作を委託する。事業者は、図録、所蔵作品に係る商品等の販売代金を県に支払い、県はこれに対し、販売手数料を支払うものとする。なお、詳細については、事業契約書（案）別紙3を参照のこと。

(3) 広報物やホームページを活用した広告料収入、集客イベントの実施に伴う参加費等収入、若しくは事業者の独自提案に基づいて得られた収入（任意事業）

(4) 県の収入

① 図録、所蔵作品に係る商品等（グッズ）の販売による収入

※販売は事業者に委託する。

② 事業者が運営するミュージアムショップ、飲食施設等の各賃料

※鳥取県行政財産使用料条例による使用料を事業者が県に支払う。

5 県による事業の実施状況及びサービス水準の監視

県は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが県の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、事業契約書に基づきサービス購入費を減額する。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

6 県と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、県と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

7 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、県に提出する。また、県は、当該財務書類を公開できるものとする。

V 契約に関する事項

1 契約手続き

- (1) 県と落札者は、入札説明書等、入札書及び提案書に基づき基本協定を締結する。
- (2) 県は、5において示す特別目的会社と、基本協定に基づき事業実施の詳細条件を協議、調整し、仮契約を締結する。
- (3) 仮契約は、当該契約に関する議案が鳥取県議会の議決を経た場合に本契約となる。
- (4) 指定管理者の指定は、当該指定に関する議案が(3)と同様、鳥取県議会の議決を経た場合に行われる。
- (5) 落札者の構成員又は協力企業が、落札者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備及び運営・維持管理に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札価格（消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。）とする。

4 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

5 特別目的会社の設立

落札者は、仮契約締結までに会社法に定める株式会社として特別目的会社を設立しなければならない。特別目的会社の設立にあたっての要件は以下のとおりとする。

- (1) 本店の所在地は、鳥取県内とする。
- (2) 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 落札者の構成員は、特別目的会社の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有するものとし、かつ、代表企業の議決権保有割合は出資者中最大となるものとする。
- (4) 構成員以外の者が特別目的会社の出資者になることは可能であるが、当該出資者の議決権保有割合は、全事業期間において全議決権の2分の1未満とする。

6 事業者の事業契約上の地位

県の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようする場合も同様とする。なお、構成員等が保有する特別目的会社の株式については、県の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

7 融資金融機関との協議

事業者は、県が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関という。」）と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- (1) 県が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- (2) 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の県の書面による承諾に関する事項
- (3) 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の県との協議に関する事項

VI その他

1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2 財政上及び金融上の支援

財政上及び金融上の提案については、当該提案を作成した入札参加者が自らのリスクで実行することとし、県は事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

3 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の出融資制度の対象事業であり、本事業への参加を希望する者は応募に際し、自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、本事業への参加を希望する者が、機構による事業者への出資及び議決権の取得を計画するとき、機構は、当該本事業への参加を希望する者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、県は、機構の出融資を確約するものではなく、機構の出融資の詳細、条件等については、民間事業者が応募に際して、直接、機構に問い合わせを行うものとする。

（連絡先） 株式会社民間資金等活用事業推進機構
電話番号（代表） 03-6256-0071

4 その他の支援に関する事項

県は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。

5 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書に定める。

6 情報公開及び情報提供

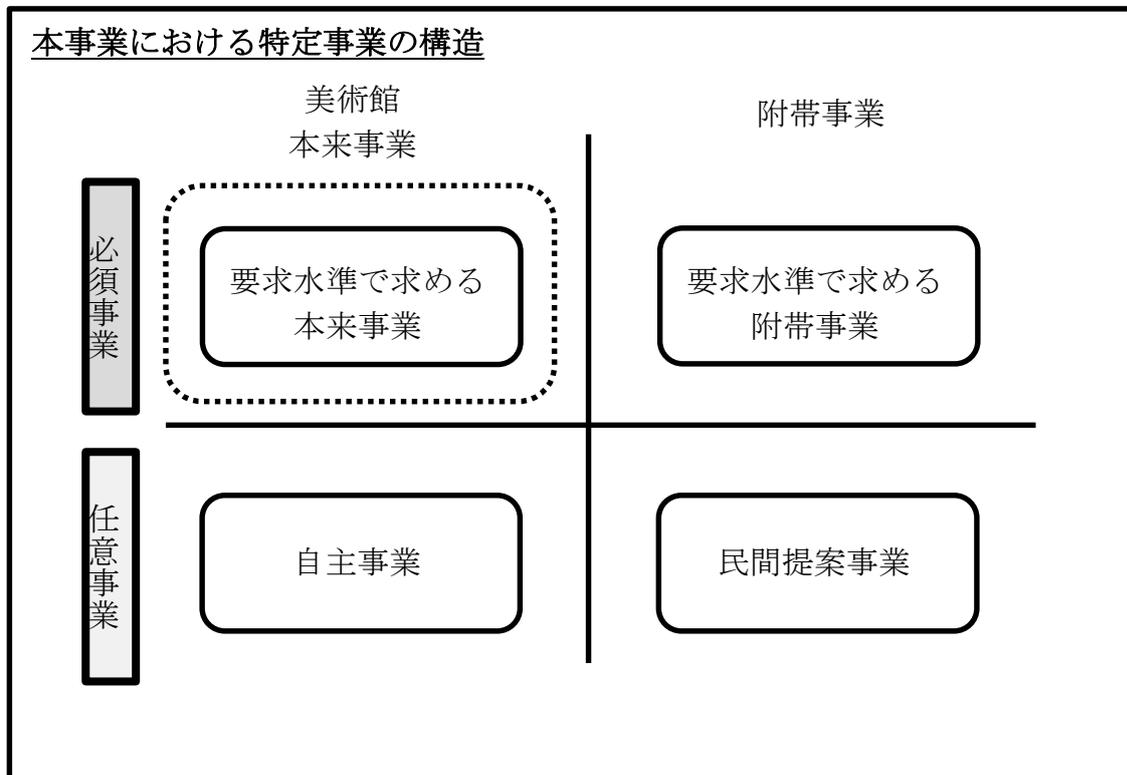
本事業に関する情報は、適宜、県ホームページにおいて公表する。

7 入札手続きに関する問い合わせ

場 所：鳥取県立博物館 美術館整備準備室
住 所：〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2丁目124
電 話：0857-26-8042
F A X：0857-26-8041
電子メール：hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

別紙 1. 本事業における特定事業の構造

本事業における特定事業の構造は以下のとおりである。



: サービス対価算定の範囲

別紙 2. 利用料金の体系

本施設の利用料金は、指定管理者が提案し、知事の承認を得て決定する。

なお、参考として県内・中国地方・近年開館した美術館及び県博の常設展入館料等を下記に示す。

(参考 1) 県博及び他館の常設展入館料 (単位：円)

所在地	館名	一般	大学生	高校生
鳥取県内	県博	180	無料	無料
	倉吉博物館	210	100	100
	米子市美術館	320	無料	無料
	伯耆町立写真美術館	900	500	500
	日南町美術館	200	200	100
中国地方	島根県立美術館	300	200	無料
	島根県立石見美術館	300	200	無料
	岡山県立美術館	350	250	無料
	広島県立美術館	510	310	無料
	山口県立美術館	300	200	無料
	山口県立萩美術館・浦上記念館	300	200	無料
近年開館	秋田県立美術館	310	210	無料
	大分県立美術館	300	200	200
	富山県美術館	200	160	無料

(参考 2) 現行の県博の利用料金 (単位：円)

		利用料金	
入館料	常設展	一般 (団体：20 名以上の場合)	180 円 (150 円)
		当館主催の企画展等をご覧の方が同日に併せて常設展を観覧される場合	無料 (減免)
		当館主催以外の有料貸館展覧会をご覧の方が同日に併せて常設展を観覧される場合 (団体：20 名以上の場合)	90 円 (70 円)
	企画展 (県博主催・実行委員会形式等)	企画展ごとに別途入館料を設定	
	70 歳以上、学校教育活動での引率者、障がいのある方・難病患者の方・要介護者等およびその介護者	無料 (減免) ※常設展及び県博主催の企画展	
大学生以下	無料 (減免) ※常設展及び県博主催の企画展		
施設使用料	会議室等	鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例による。	
駐車場、駐輪場		無料	

別紙3. 重点対話の実施要領

(1) 重点対話の趣旨

県は、本事業に対して、とりわけ事業全般と設計・建設業務にあたって、下記のような提案を求めている。

<事業全般に対して求める提案>

- ・基本計画の実現可能性に係る全体計画（基本方針・実施体制・事業戦略、地域社会・経済への貢献）と意匠性が相互に関連するような提案

<美術館運営に対して求める提案>

- ・コンセプト
- ・美術館の使命と意義
- ・事業者が自ら行う展覧会企画

<設計・建設業務に対して求める提案>

- ・コンセプト
- ・全体計画
- ・ゾーニング
- ・動線
- ・土地利用計画（建物の構成や性能等）
- ・デザイン
- ・計画の実施体制

(2) 重点対話の実施前に提出する書類

重点対話の実施前に、入札参加者に「重点対話のための書類（様式5）」の提出を求める。当該書類の内容には、下記を含むものとする。

<事業全般に関する内容>

- ・運営方針
- ・実施体制図
- ・構成企業及び協力企業の役割分担、関係
- ・戦略ブランディング計画図
- ・地域連携計画図

<美術館運営に関する内容>

- ・下記内容についての提案を表現する記載
 - ◆ 事業者が自ら行う展覧会企画についての提案
 - ◆ 所蔵しているコレクション活用についての提案
 - ◆ 協賛金等の資金獲得に関する提案

<設計・建設業務に関する内容>

- ・概略パース（提案内容の理解のための補助的な位置づけであり、デザインは問わないものとする。）
- ・土地利用計画・配置図

- ・平面計画図（1／400程度で、各室のつながりがわかるものとする。なお、面積は問わないものとする。）
- ・下記内容についての提案を表現する記載
 - ◆ 周辺施設との連携についての提案
 - ◆ 敷地と建物内の来館者動線についての提案（団体等の来館時の集合場所・動線を含む）
 - ◆ 運営の動線についての提案
 - ◆ 展示室計画への提案
 - ◆ 展示室環境の光・空気環境保持についての提案
 - ◆ 収蔵庫の空気環境